（準用規定）

第八十五条　［略］

２　［略］

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

［３・４　略］

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第百十四条の二十六　［略］

［一～五　略］

六　請求者より先順位の厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
（定義）		
第二条　［略］		
一　国共済法　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。		
二　国共済法施行規則　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）をいう。		
［三～六　略］		
（存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等）		
第四条　［略］		
［略］	［略］	［略］
第四十一条第二項ただし書	及び次の各号	並びに第一号から第五号まで及び第十二号

改正前		
（定義）		
第二条　［同上］		
一　国共済法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。		
二　国共済法施行規則　国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号。第七条において「平成二十七年改正省令」という。）第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）をいう。		
［三～六　同上］		
（存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等）		
第四条　［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］
第四十五条第一項ただし書	次の各号に掲げる場合	第一号から第五号まで及び第十二号に掲げる場合

（準用規定）

第八十五条　［同上］

２　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第四十五条第一項第五号	組合に使用されている者	連合会の役員及び連合会に使用されている者
［同上］	［同上］	［同上］

［３・４　同上］

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第百十四条の二十六　［同上］

［一～五　同上］

六　請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［同上］

［２・３　同上］